

函館市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月18日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市条例第24号

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第65条第1号エ中「および」を「，」に改め，「三輪のもの」の後ろに「および道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は，令和5年7月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 改正後の第65条第1号エの規定は，令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，令和5年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。